

箱根町議会広報広聴委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、箱根町議会会議規則（昭和62年箱根町議会規則第1号）第126条第2項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報の編集及び発行に関すること。
- (2) 議会のホームページ等に関すること。
- (3) 議会と町民との意見交換会に関すること。
- (4) 議会報告会に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、議員の中から議長が指名する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 3 前項前段の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(その他事項)

第6条 前条までに規定するもののほか、委員会の運用等について

は、箱根町議会委員会条例（昭和 62 年箱根町条例第 14 号）、箱根町議会会議規則（昭和 62 年箱根町議会規則第 1 号）及び箱根町開かれた議会傍聴規則（平成 27 年箱根町議会規則第 2 号）の規定の例による。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行後最初に指名された委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 10 月 3 日までとする。

（箱根町議会だより発行規程の廃止）

3 箱根町議会だより発行規程（平成 19 年箱根町議会訓令第 1 号）は、廃止する。